第十四条　追跡及び特定

1　指定された事業体が利用するシステムは、相当額が受取人に払い渡される時まで若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は該当する場合には差出人に払い戻される時まで、差出人が自己の郵便送金指図及び取消権の処理を監視することができるものとする。

第二部　郵便送金業務に関する規則

第一章　郵便送金指図の処理

第十五条　郵便送金指図の預入れ、入力及び送達

1　郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定める。

2　郵便送金指図の有効期間については、延長することができない。当該有効期間については、この約定の施行規則に定める。

第十六条　確認及び資金の引渡し

1　払渡側の指定された事業体は、自国の法令に従って受取人の本人確認を行い、受取人の提供する情報が正確であることを確認した後、現金による払渡しを行う。払込為替又は振替の場合には、受取人の口座に当該払渡しの金額を受入登記する。

2　資金の引渡しの期限は、指定された事業体の間における多数者間又は二者間の取決めにより設定される。

第十七条　限度額

1　指定された事業体は、自国の法令に基づいて設定する差出し及び受取の限度額を万国郵便連合国際事務局に通報する。

第十八条　払戻し

1　払戻しの範囲

1.1　郵便送金業務の枠組みにおける払戻しについては、振出国の通貨による郵便送金指図の全額を対象とする。払い戻される金額は、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記した金額に等しいものとする。指定された事業体に過失があった場合には、払戻しの金額に郵便送金業務の料金を加算する。

1.2　代金引換為替については、払戻しは行われない。

第二章　調査請求及び責任

第十九条　調査請求

1　調査請求は、郵便送金指図が受け付けられた日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。

2　指定された事業体は、自国の法令に従うことを条件として、郵便送金指図に係る調査請求の費用を利用者から徴収する権利を有する。

第二十条　利用者に対する指定された事業体の責任

1　資金の取扱い

1.1　振出側の指定された事業体は、代金引換為替の場合を除くほか、次に掲げる時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について差出人に対して責任を負う。

1.1.1　郵便送金指図が正規に払い渡される時

1.1.2　受益者の口座に受入登記される時

1.1.3　差出人に対し現金又は差出人の口座への受入登記により払い戻される時

1.2　振出側の指定された事業体は、代金引換為替については、代金引換為替が正規に払い渡され、又は受益者の口座に受入登記される時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について受益者に対して責任を負う。

第二十一条　指定された事業体相互の義務及び責任

1　指定された事業体は、自らが行った誤りについて責任を負う。

2　責任に関する条件及びその責任の範囲については、この約定の施行規則に定める。

第二十二条　指定された事業体に対する免責

1　指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

1.1　業務の実施における遅延があった場合

1.2　郵便送金業務に関する情報の不可抗力による損傷のため郵便送金指図の実施について説明することができない場合。ただし、指定された事業体の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

1.3　損害が差出人の過失又は怠慢から生じたものである場合。特に、郵便送金指図の裏付けとなる正確な情報（送金される資金が合法的な出所からのものであること及び郵便送金指図が合法的な目的で行われるものであることを含む。）を提供する差出人の責任に関する過失又は怠慢から生じたものである場合

1.4　送金された資金が差し押さえられた場合

1.5　捕虜又は抑留された文民の資金の場合

1.6　利用者がこの約定に定める期間内に調査請求を行わなかった場合

1.7　振出国における郵便送金業務の時効期間が満了した場合

第二十三条　責任に関する留保

1　二国間の合意がある場合を除くほか、責任に関する前三条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三章　財務関係

第二十四条　会計規則及び財務規則

1　会計規則

1.1　指定された事業体は、この約定の施行規則に定める会計規則を遵守する。

2　月次計算書及び総計算書の作成

2.1　払渡側の指定された事業体は、振出側の指定された事業体ごとに、郵便送金業務の払渡金額についての月次計算書を作成する。この月次計算書は、内払金を含む総計算書であって残高を明らかにするものに同一の間隔で組み込む。

3　内払金

3.1　指定された事業体の間の交換において不均衡が生じた場合には、振出側の指定された事業体は、少なくとも月一回、期間の始めに、払渡側の指定された事業体に対して内払金を支払う。決済の頻度が週一回を超える場合には、事業体は、内払金の免除について取り決めることができる。

4　集中口座

4.1　原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかった郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

4.2　指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これらの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5　保証預託金

5.1　この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。